

点検評価レポートフォルオ

静岡県立農林環境専門職大学

令和6年3月

はじめに

新設大学として開学して本年度（令和6年）は5年目を迎えた。学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価について、この「点検評価ポートフォリオ」を作成・公表することとし、今回が4回目となる。これと並行して、文部科学省への設置計画履行状況報告を毎年度行ってきたが、これまで、大学と短期大学部共に、設置計画の確実な履行が担保されているとの評価で、指摘事項は受けていない。大学については、令和5年度が完成年度となり、設置計画履行状況等調査（AC）の現地調査を受審し、年度末の評価においても指摘は受けていない。自己点検評価を着実に実施してきたことが、この好結果につながったものと考えている。

本年度は、大学と短期大学部共に学校教育法第109条第3項に定める5年に一度の分野別認証評価の受審を予定している。代替措置としての第三者認証（外部評価）を受診する予定である。我が国の大学の質保証の仕組みは、大学設置の審査による事前審査を中心とした制度から、設置審査の後に設置計画履行状況等調査と機関別認証評価等の事後評価を加えた制度に変化した。本学はいま、ACを終え分野別認証評価（R6）と機関別認証評価（R8）の準備を行っており、事後評価制度の真ただ中におかれている状況である。

これまで、PDCAサイクルを定着させる取組として、自己点検評価委員長からの改善指導を徹底するよう、各委員会に「改善指示への対応報告書」の提出を求めることとした。また「学修成果」の可視化について協議し、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」としてとりまとめた。これは、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の3ポリシーに次ぐ「アセスメントプラン」の策定に近い内容を含んでいる。

大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和4年10月1日から施行された。専門職大学設置基準において、「自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うこと」が明確化されている。また、同基準では、各大学における内部質保証は学位プログラム（3つのポリシーに基づいて編成されるもの）を基礎として行われるべきことも明確化されている。

本学では、これまで行ってきた自己点検評価の取組をさらに充実させ、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

静岡県立農林環境専門職大学学長
（自己点検評価委員会委員長）
鈴木 滋彦

目次

大学の概要	1
大学の目的	5
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事	9
ロ 教員組織に関する事	13
ハ 教育課程に関する事	17
ニ 施設及び設備に関する事	25
ホ 事務組織に関する事	29
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	33
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	37
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	41
リ 財務に関する事	47
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	51
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	59
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	67
認証評価共通基礎データ	75

大学の概要

(1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学 (Shizuoka Professional University of Agriculture)

(2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

(3) 学部等の構成

生産環境経営学部 生産環境経営学科

(4) 学生数及び教職員数

<学生数>

(年・人)

学部名称 (学位)	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学者数				
					R 2	R 3	R 4	R 5	合計
生産環境経営学部 (農林業学士 (専門職))	4	24	—	96	27	28	26	30	111

※入学者数の合計は在 student 数と一致しない。

<教員数>

(人)

	専任教員数						兼務※ 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産環境経営学部	14	5	4	1	24	—	29
うち実務家教員	6	0	3	1	10	—	17

※ 短期大学部との兼務者及び非常勤講師

<教員以外の職員数>

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	1	—	1
事務職員	19	—	19
技術職員	—	—	—
図書館専門職員	1	—	1
その他の職員	—	—	—
計	21	—	21

※短期大学部との兼務を含む

(5) 理念と特徴

【基本理念】

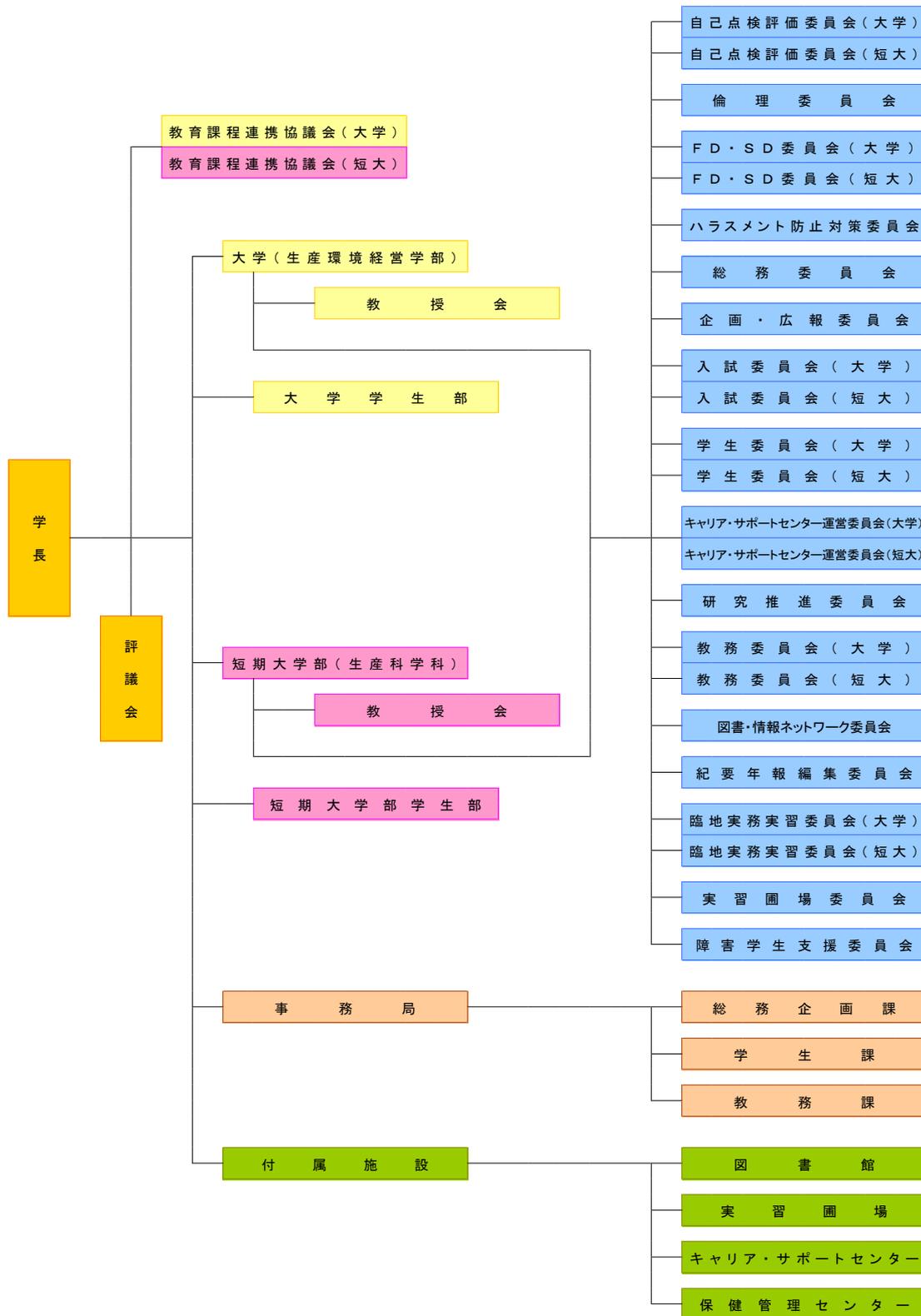
前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

【本学の特徴】

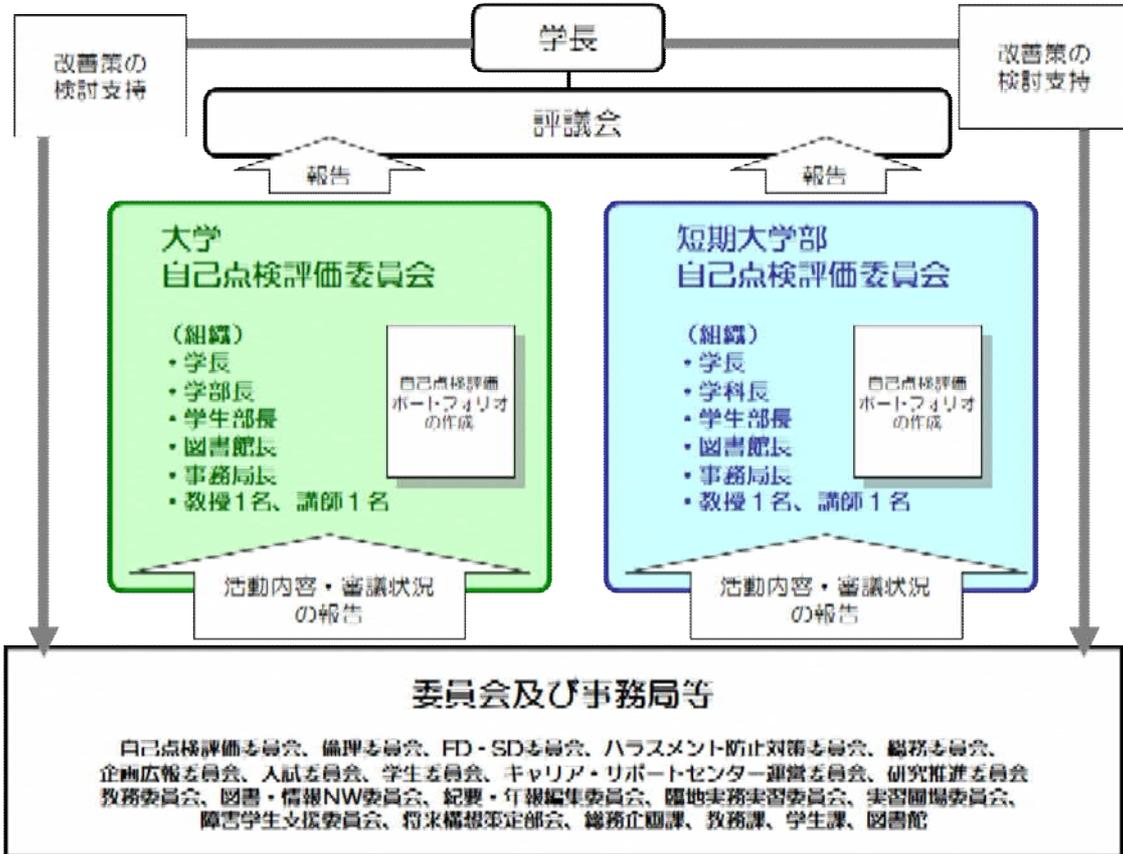
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ①栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成
- ②コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ③少人数授業
- ④実習・演習を中心とした授業
- ⑤農林業経営体における臨地実務実習
- ⑥現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑦1年次全寮制の導入

(6) 大学組織図 (令和5年4月1日現在)



(7) 内部質保証体制図



静岡県立農林環境専門職大学
学修成果の可視化のための学内評価一覧

自己点検評価評価委員会

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験 新入生アンケート	入試(学生課) 学生(学生課)	GPA評価 修得単位数 成績分布 授業評価アンケート(各期末) 大学評価アンケート(3月) 留年率・退学率・休学率・退学率 資格取得 ¹⁾ 教育課程連携協議会	教務(教務課) 教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 学生(学生課) キャリアサポート(学生課) 教務(教務課)	GPA評価 大学評価アンケート(3月) 学位授与数 資格取得 就職率・自家就農率 卒業生調査(卒業3年後) ²⁾ 就職・採用先アンケート	教務(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 教務(教務課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課)
コース			GPA評価 修得単位数 ³⁾ 授業評価アンケート(各期末) ⁴⁾ ルーブリック評価 ⁵⁾ インターンシップ参加	教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)	就職率・自家就農率 プロジェクト研究 ルーブリック評価 ⁵⁾ 資格取得	学生(学生課) プロ研・後期担任(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の成績評価(前期) ⁷⁾	担当教員(教務課)	成績評価 ルーブリック評価 ⁸⁾ 出席状況 授業評価アンケート(各期末)	担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員・FDSD(教務課)		—

1) 在学中の輪旋資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

大学の目的

静岡県立農林環境専門職大学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

また、前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育ていくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく社会に広く公表している。

2) 収容定員

収容定員は次のとおりとする。

(人)

学部	学科	入学定員	収容定員
生産環境経営学部	生産環境経営学科	24	96

現場の課題に柔軟に対応できる実践力を養うためには、学生が常に当事者意識を持ち、主体的に学習に取り組むことが出来る環境づくりが重要である。本学では基本的に講義は最大1学年単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる実習科目や大型機械を使う実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行うこととしている。

3) 大学の名称

ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産及び経営に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育ていくことができる人材を養成するという本学の特色を示している。

イ 学部及び学科の名称

「生産環境経営学部 生産環境経営学科」

農林業の基礎となる「生産」の知識や技術と、栽培、林業、畜産の各分野の経営に必須となる「経営」の理論を学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させ、さらに本学において「環境」で表現する「農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境」について学ぶことで、農山村の地域社会を支えていくことができる人材の養成を行うことから、名称を「生産環境経営学部」とし、国際表記を「Faculty of Agricultural Production and Management」とする。また、1学部1学科の構成であるため、学科の名称は、「生産環境経営学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production and Management」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学となるよう、令和元年度一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の“アグリ”と Forestry(林業)や Forest(森)の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法	
<p>第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第1条（目的）【資料A 01-03-1】</p> <p>大学HP「基本理念」 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/】</p>
学校教育法	
<p>第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	(同上)
<p>第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。 ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p>	
専門職大学設置基準	
<p>(教育研究上の目的) 第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	(教育基本法第7条と同一)
<p>(学部) 第五条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p>	
<p>(学科) 第六条 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。</p>	
<p>(課程) 第七条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	-
<p>(収容定員) 第九条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十一条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十三条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>認証評価共通基礎データ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学則第21条（収容定員）【資料A 01-03-1】</p>
<p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	
<p>(大学等の名称) 第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。 2 専門職大学、学部及び学科（以下この項及び第七十四条において「専門職大学等」という。）の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>大学HP「愛称・校章について」 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/】</p>

ロ 教員組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 管理運営体制

大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。評議会、教授会、及び委員会については、学則第4章－第14条、15条、及び16条によりそれぞれ設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程、教授会規程、及び各種委員会規程にて詳細を定めている。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。教育課程連携協議会については、学則第17条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則にて詳細を定めている。

なお、本学は短期大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、学長は短期大学部の学長を兼務しており、「評議会」も短期大学部の事項を併せて審議している。

2) 教授会

先述の通り学則第4章－第15条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教授会規程に基づき運営している。教授会はすべての専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、下記の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

<審議事項>

ア 学部長の選考

イ 教員の人事

ウ 学生の入学及び卒業

エ 学位の授与

オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和5年度は、計12回（令和5年4月3日、5月11日、6月6日、7月4日、8月1日、9月5日、10月3日、11月2日、12月5日、令和6年1月11日、2月6日、3月5日）開催され、大学の運営に関するすべての必要事項について協議（各種委員会での検討事項については報告）が行われた。

3) 教員組織、及び専任教員数

教員組織については、学則第3章－第8条（職員）、第8条の2（学長）、第9条（学部長）、及び第12条（学生部長）においてそれぞれの役職を置くことを定めている。栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配

置し、理論から実学までの幅広い教育研究に十分な対応ができるよう配慮している。

分野別・職位別の教員構成 (人)

分野	職位別の人数 (うち実務家教員の数)				
	教授	准教授	講師	助教	合計
栽培	7 (5)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	10 (7)
林業	2 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	4 (2)
畜産	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)
その他 ^a	4 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)
合計	14 (6)	5 (0)	4 (3)	1 (1)	24 (10)

^a農業経営、食品科学、農村社会論、生物学など

上記のうち、完成年度までに定年を迎える者が8名いるが、定年規程（静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程）に特例を設け、完成年度まで引き続き同一職位で勤務できることとしている。なお、教員名簿は、大学Webページ内の設置認可関係書類のページから確認できる。

教授7名、准教授1名が令和5年度で退職するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程に基づく選考委員会を設置し、公募及び応募者の審査を行った。その結果、教授2名、准教授4名、助教2名が選考され、教授会において承認された。令和6年4月1日付けで着任予定である。また、令和6年度の昇任人事も選考委員会で審議され、准教授から教授へ3名、講師及び助教から准教授へ2名の昇任が教授会において承認された。

また、本学における学術研究の進展を図るため、客員教授候補者5名の推薦があり、教授会において承認された。この内3名は継続、2名は新規の就任である。

4) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。ただし、理論から実学までの教育研究に十分対応できるように配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。併設する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実務家教員を実習系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	教員の大量退職に伴う人事を円滑に行うことが出来た。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規程するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第15条（教授会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教授会規程【資料A 02-02-1】</p>
専門職大学設置基準	
<p>（教員組織） 第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 専門職大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第8条（職員）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】 静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程【資料A 04-03】</p>
<p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職大学設置基準第38条から第42条を参照すること</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】</p>
<p>（授業科目の担当） 第三十二条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第三十五条、第六十二条第一項及び第七十一条において「教授等」という。）に担当させるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】 静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程【資料A 07-01】</p>
<p>（専任教員） 第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規程にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】 静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】</p>
<p>（専任教員数） 第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規程により得られる当該共同学科に係る専任教員の数合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】 教員名簿（大学）【資料C 04】</p>
<p>※ 専任教員の数については、専門職大学設置 基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】</p>
<p>（実務の経験等を有する専任教員） 第三十六条 前条の規程による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。 2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規程するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に</p>	<p>教職員組織図【資料C 01】</p>

<p>規程する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者</p> <p>3 第一項に規程するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。(実務の経験等を有する専任教員)</p>	
--	--

ハ 教育課程に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 学生の受け入れ・入学者選抜

ア 学生の受け入れ

本学に入学することのできる者は、学則第 25 条により規定している。

イ 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。

令和 5 年度の入試委員会は 8 回（令和 5 年 4 月 28 日、5 月 30 日、8 月 24 日、10 月 17 日、11 月 14 日、11 月 29 日、令和 6 年 2 月 9 日、3 月 4 日）開催し、令和 6 年度入学者選抜について以下の検討を行った。

<選抜体制>

令和 2 年度以降は学内の関係教職員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・実施・事後評価を行った。可否の判定については入試委員会による原案をもとに教授会で可否判定案を作成し、これを評議会において審議し、学長が決定した。

<選抜方法>

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等について本学のアドミッションポリシーに従って適切に評価した。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、現役生を対象とし、本学指定の基準の学業成績を前提として、人物的にも優秀で、出身の高等学校長が推薦するものを対象とした推薦型選抜、社会人および留学生など多様な背景を持った学生を受け入れるための特別型選抜を実施した。また、今年度は 3 年次編入に関わる教務細則等の変更を行い、要綱及び要領を作成し、編入試験の募集を行った。

<社会人、外国人留学生に対する配慮>

社会人選抜、留学生選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう、個別面談など適切な支援を行った。

<令和 6 年度の入試状況>

令和 6 年度の一般選抜は、定員 12 名、志願者数 22 名、受験者 22 名、合格者数 18 名で実質倍率 2.5 倍、推薦型選抜は、定員 12 名、志願者・受験者数 24 名、合格者数 12 名で実質倍率 2.0 倍、特別型選抜は志願者・受験者数 1 名で合格者はいなかった。一般選抜および推薦型選

抜の志願者数はそれぞれ令和2年度が48人、18人、令和3年度が47人、24人、令和4年度は34人、20人で、令和5年度は49人、52人、令和6年度は24人、22人で一般選抜および推薦型選抜で志願者が隔年で増減しており、現状では受験倍率が安定していない。

<入試科目の検討>

令和7年度入試からの、一般入試の科目変更を周知するため、ホームページなどで事前に告知した。また、3年次編入を実施する場合の選抜方法についても検討した。

2) 教育課程の編成方針

前述の本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシーは、①必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる、②栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、各コースの専門的な知識・技術に関する科目と4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせる、③少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、実践力や創造力を養成するとしている。上記に基づいて、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第30条に規定している。

令和5年度の教務委員会は12回（令和5年3月27日、4月24日、5月22日、6月26日、7月24日、8月28日、9月25日、10月30日、11月27日、12月25日、令和6年1月29日、2月26日）開催し、教育課程の編成方針について以下の検討を行った。

- ・ ChatGPTなどの生成AIを利用する際に留意すべき点を挙げ、注意を喚起した。
- ・ 食品加工実習室の使用マニュアルを整備した。
- ・ 2年次からのコース分けは、それぞれのコースが適正数になるよう学生の希望を尊重するものの、最終的にはGPAで決定することとした。

3) 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告すると、学則第17条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和5年度の第1回協議会は9月15日に開催し、ワーキンググループで検討中の大学教育課程のカリキュラム及び履修科目関係の将来方向の中間報告について説明し、それに対する意見をいただいた。第2回は令和6年3月19日に行った。ここでは今年度初めて実施した臨地実務実習である経営実習の実施状況と学修効果について説明し、意見を聴取した。主な意見は下記の通り。

第1回協議会意見「大学教育課程のカリキュラム及び履修科目関係の将来方向」

- ・実習は重要である。実習の場の整備を望む。
- ・臨地実務実習先を法人に限ることなく農業経営士まで広げたら良いのではないか。
- ・他大学との単位互換をもっと検討したらすべき。
- ・ダイバーシティを学ぶ場も欲しい。

第2回協議会意見「教育ビジョンおよび経営実習の実施状況と学修効果」

ア 教育ビジョンについて

- ・ビジョンについて、表現の工夫で他の一般大学と違うところをもっと際立たせても良いと考える。
- ・ビジョンはさらにブラッシュアップをお願いしたい。
- ・ビジョンはうまくまとまっている印象。このあとわかりやすくしていただきたい。文科省向けもあるかもしれないが、在学生、高校生にとってわかりやすいものだと良いと思う。

イ 経営実習について

- ・経営実習については、長期の実習なので経営体の負担が大きく今後経営体の掘り起こしが大切。
- ・昔と比べて住み込みの実習は難しくなったが、学生が実習しやすいよう考えていただきたい。
- ・実習先として学生の地元の森林組合も検討してみたらどうか。県森林組合も仲介できる。
- ・実習先は磐田市としても協力していきたい。国の施策で、今後は有機農業の経営体での実習も検討が必要では。
- ・農業法人協会としても学生の実習受入には全面的に協力していきたい。
- ・4年時に経営実習が組まれており学生が忙しいのは理解できる。時期や期間について文科省のしほりもわかるので、まずは変えられるところから取り組んでほしい。
- ・実習の時期と期間については要検討と思う。
- ・実習企業の要望もカリキュラムに反映して欲しい。

教育ビジョンについては概ね高評価を得たので、より大学の特色が出るよう表現を工夫する。経営実習についてはより学生の選択肢が広がるよう実習先経営体の掘り起こしを行いたい。協議会で出された意見については関係する委員会で共有し、対応方向を検討する。

4) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第30

条2項に規定している。令和5年度は設置許可申請どおりで変更はない。

5) 専門職大学の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとすると、学則第31条で規定している。

授業科目について以下の検討を行った。

- ・開学から3年が経過し、授業科目について教員や学生から様々な意見が出されてきつつあることから、将来を見据え、授業科目の検討を行うために教育課程WGを立ち上げた。
- ・令和6年度シラバスの作成方針について：関連授業に関しては授業内容に重複や不足がないように教員間で十分調整する。教員同士でシラバスのチェックを行う。

6) 単位、単位の授与

ア 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、学則第32条において規定している。なお、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の一部改正に伴い、令和5年4月1日付で学則32条を変更し、1単位の必要な時間数について一律15時間から45時間の範囲で1単位として計算することとした。

イ 単位の授与

単位の授与は、学則第35条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める。令和5年度の単位の授与については、学則別表1のとおり。

7) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（学則第18条）。学年を次の2学期に分ける。前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から3月31日まで（学則第19条）。

8) 授業の方法

本学の入学定員は各学年24名、4学年合計の収容定員は96名である。

収容定員96名に対して、専任教員を24名（教員一人当たりの学生数は4.0人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、基本的に講義は1学年定員24人単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や作目別の「圃場実習」、「演習林

実習」、「生産マネジメント実習Ⅰ」、「生産マネジメント実習Ⅱ」や、農耕用大型機械などを取り扱う危険度の高い「大型機械実習Ⅰ」など、実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行った。実際の学年毎の学生数は26人～27人であるが、いずれの学年も40人以下で授業を行うことが出来ている。臨地実務実習の場所は法人とし、3年生が行う企業実習は法人一社当たりの学生数は一人としてインターンシップ形式で行った。4年生が行う経営実習は3人程度のグループとし、法人の課題を抽出し、その解決法を提案するというスキームで行った。

授業の方法について以下の検討を行った。

- ・経営実習のスキームを固め、学生と教員がグループを組み、テーマの設定、進行管理、巡回を行うこととした。

- ・開学後に新型コロナの流行で実施できなかった「海外農林業事情」はオーストラリアを実施場所として行うこととした。

9) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができると、学則第40条で規定している。ルーブリック評価に関しては、すべての科目での適用を目指しているが、現状では実習科目でルーブリック評価に基づいた評価を行っている。

新型コロナ感染者、濃厚接触者、発熱がある者は登校を控える処置を行ったことから、その場合は登校扱いとした。

1年生のGPAの平均は、令和2年度が3.0、令和3年度が2.8、令和4年度が2.7、令和5年度が2.7であり、開学後の年度の経過とともに評価は落ち着いていく傾向がみられた（表1）。

同様に、2年生以降の累積GPAの平均についても、年度の経過とともに評価は落ち着いていく傾向がみられた（表2～4）。これらは開学初年度の高すぎる評価を見直し、教員全体で評価結果を共有し、評価方法を改善していった結果と考えられる。

表1 1年生のGPA階級別学生比率（％）

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和5年度	7	0	13	47	30	3	0	2.7
令和4年度	0	8	31	31	31	0	0	2.7
令和3年度	0	0	23	35	42	0	0	2.8
令和2年度	0	0	13	39	26	22	0	3.0

表2 2年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和5年度	0	4	27	42	27	0	0	2.7
令和4年度	0	4	19	46	31	0	0	2.8
令和3年度	0	4	13	48	26	9	0	2.9

表3 3年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和5年度	0	4	27	38	31	0	0	2.8
令和4年度	0	0	22	43	30	4	0	2.9

表4 4年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和5年度	0	0	22	43	30	4	0	2.9

10) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することのできる単位数は、別表1に定める履修単位数上限のとおり(年間45単位)と、学則第34条で規定している。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<ul style="list-style-type: none"> ・経営実習が新しい実習の形として実施することが出来た。 ・教育課程WGを立ち上げ、授業科目の検討を進めている。 ・海外農林業事情(オーストラリア研修)を実施することができた。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職大学設置基準</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>2 専門職大学は、実務の経験の有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第27条（入学者の選考）【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】</p>
<p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する</p>	
<p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第30条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 03-04-1】</p>
<p>（教育課程連携協議会）</p> <p>第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 学長が指名する教員その他の職員</p> <p>二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>四 臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者</p> <p>五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの</p> <p>3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項</p> <p>二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-1】</p>
<p>（教育課程の編成方法）</p> <p>第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】</p>
<p>（専門職大学の授業科目）</p> <p>第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）</p> <p>二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）</p> <p>三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）</p> <p>四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】</p> <p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>（単位）</p> <p>第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第32条（単位の計算方法）【資料A 01-03-1】</p>

<p>効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	
<p>(一年間の授業期間) 第十五条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第33条 (授業期間) 【資料A 01-03-1】</p>
<p>(各授業科目の授業期間) 第十六条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第18条 (学年)、第19条 (学期) 【資料A 01-03-1】</p>
<p>(授業の方法) 第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(成績評価基準等の明示等) 第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>大学HP シラバス (https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx)</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学則第40条 (成績の評価) 【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学履修細則【資料A 08-02-1】</p>
<p>(単位の授与) 第二十二条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十四条第三項の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第35条 (単位の授与) 【資料A 01-03-1】</p>
<p>(履修科目の登録の上限) 第二十三条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第34条 (履修方法)、別表1 【資料A 01-03-1】</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第46条、専門職短期大学設置基準第44条の規定により基準校地面積2,960㎡要するところを、計画どおり28,545㎡確保し、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースとなっている。

なお、令和3年度までは静岡県立農林大学校と校地を共用したが、本学の校地は基準面積を大きく上回っていることから、支障なく運営が可能であった。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,843㎡、機械研修場36,656㎡等も計画どおり確保し、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

2) 運動場

計画どおりA棟から約300mの位置に運動場10,469㎡を確保し、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

3) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第47条、専門職短期大学設置基準第45条の規定により基準校校舎面積6,796㎡要するところを、C棟の建築工事完了により、A、B及びC棟合計で校舎面積6,899㎡となった。各校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。また、一連の建築改修工事の完了等に伴い、教室等の配置を確定（変更）した。

(変更内容)

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、インターネット環境が整備されている視聴覚室やミーティングルームを講義室として整理した。

(2) 合わせて感染拡大防止の観点から、実習等における更衣スペースをしっかりと確保するよう、インターネット環境がない一部講義室は更衣室等に変更した。

(3) 研究室について、圃場実習を担当する教員の利便性を考慮し、併設の短期大学部教員と合わせて配置を変更した。

上記変更にあたっては、教育の質を落とさないよう、計画時の室数を維持した。

令和4年度は老朽化した学生寮の解体・改修工事を行い、令和5年度には解体後跡地を学生の憩いの場である芝生広場や駐輪場として整備した。

この跡地整備をもって、農林大学校からの移行のための一連の施設整備は完了したため、以後は、県の中期維持保全計画に基づき、計画的に施設の保全を行っていく。

同計画の主な内容としては、A棟の劣化した手摺・樋等の修繕を行う工事、B棟加工実験室のひび割れの補修等を行う工事、女子寮の受変電設備を更新する工事や、体育館の内装（床・階段・オペレーター等）を修繕する工事などが、令和6年度以降に予定されている。

4) 図書館の資料及び図書館

約710㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、閉架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）の図書館をC棟の2、3階に開設している。蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。館内では、持込みのパソコンに無線LANの接続が可能である。職員体制は司書資格を有する職員1名と会計年度任用職員2名（司書資格無し）が専任で業務にあたっている。

令和5年度は、令和2年度に定めた資料収集方針に基づき、新たに1,200冊以上の図書を整備した。100タイトル以上の雑誌を受入れ、オンラインデータベースや電子ジャーナルを継続して導入し、学生や教職員の教育研究及び学習支援に役立てている。

図書館のサービス面では、新入生ガイダンス及び1、2年生へ図書・論文検索方法の講義を実施した。また、国立情報学研究所（NII）のILLシステムを活用した文献複写、現物貸借に関する料金の相殺サービス制度に加入し、利便性を高めた。

また、学内の教育研究成果を公開する農林環境専門職大学リポジトリを設置しており、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。

5) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性をもとに整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置や、高性能の林業機械シミュレータの整備、B棟へのWi-Fi環境整備等を行ってきた。また、無人トラクタや、クリープメータ、凍結乾燥機等、本学の特色である先端農業や加工流通等の教育関連備品について、県内農業団体からの寄付を活用した整備も行っている。

令和5年度は、研究等で活用するため、高精度3次元点群の取得が可能なUAV（ドローン）測量システムを新たに整備した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	図書館では、新たなサービスも取り入れるなど学生や教職員の利便性を高めた。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職大学設置基準</p> <p>(校地)</p> <p>第四十三条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p>	<p>設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】</p> <p>設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】</p>
<p>※ 必要な校地の面積については、専門職大学設置基準第47条を参照すること</p>	
<p>(運動場、体育館その他のスポーツ施設)</p> <p>第四十四条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(校舎等施設)</p> <p>第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職大学設置基準第47条・第49条・別表第二を参照すること</p>	
<p>(図書等の資料及び図書館)</p> <p>第四十八条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

<p>(実務実習に必要な施設)</p> <p>第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(機械、器具等)</p> <p>第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織

学則第2章―第6条により事務局の設置を定めている。令和5年度は、事務局長、総務企画課（8名、内1名は育休中）、教務課（5名、内1名は育休中）、学生課（5名）で構成している（基本的に短期大学部との兼任である）。また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。

毎週、事務局会議と称し、事務局長、各課課長及び班長が出席し、その間のスケジュールや連絡事項の共有を行っている。なお、効果的・機動的な意思決定を行うための管理運営体制として設けられた4役会議には、学長、学部長、短期大学部の学科長に加え、事務局長が出席し、2週間に一度、教員組織と事務局との情報共有の場となっている。さらに、4役会議と事務局が合同で行う拡大事務局会議についても、2週間に一度開催し、現場の状況や課題を4役に共有する場となっている。

教員数24名の小規模大学ということもあり、事務組織と教員組織との連携が図りやすい環境にある。また、学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。

2) 厚生補導の組織、及び社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

学則第3章―第12条により、学生部に学生部長を置くことを定めている。また、学則第4章―第16条に基づき学生委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程にて詳細を定めている。学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、入学当初から就職後の状況までを随時見届けていくシステムを構築するために学則第4章―第16条に基づきキャリア・サポートセンター運営委員会を設置し（令和5年度から短期大学部とは別に運営）、静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程にて詳細を定めている。具体的方策は、以下の通りである。

- ・キャリア・サポートセンターの設置
- ・入学時における卒業後の進路志望の把握
- ・教育課程内の取組（「社会人としての意識の醸成」、「農林業者としての職業観の涵養」、「農林業経営イメージ形成」の三つの視点でのカリキュラムマップ）
- ・1年次全寮制の導入
- ・各学年における適切な進路支援セミナーの実施
- ・卒業後の支援（同窓会等による情報提供や県内就農者への支援を予定）

<p>・指導教員体制の充実（分野別担当教員が所属学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して指導）</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>	
優れた点	<p>2週間単位で開催する「4役会議」、「事務局会議」、「拡大事務局会議」を活用し、大学内の情報共有や意思決定までの方針・手順等の確認を、効果的・効率的に行うことが出来ている。</p> <p>また、障害学生支援委員会を新たに設置し、障害を持つ学生への支援を全学で行うための体制整備を行うことができた。</p>
改善を要する点	<p>特になし。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
<p>（事務組織） 第五十五条 専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当事務組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第6条（事務局）【資料A 01-03-1】 教職員組織図【資料C 01】</p>
<p>（厚生補導の組織） 第五十六条 専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第12条（学生部長）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程【資料A 03-08-1】</p>
<p>（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 第五十七条 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-1】</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 三つのポリシー

本学は、卒業の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てることができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ・専門分野のみにとらわれない幅広い知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を有している。
- ・栽培・林業・畜産の各分野において経営体の大規模化や経営の多角化に対応していくための経営管理能力や、経営の対象とする農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を有している。
- ・農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培・林業・畜産の各分野における生産現場の状況を的確に把握するための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術に関する知識を有している。
- ・農山村の地域社会における将来のリーダーとして、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する知識を有している。
- ・農山村の地域資源を活用することにより、栽培・林業・畜産の各分野の経営における新たな事業展開を生み出すための手法を理解している。
- ・修得した専門知識と技術を駆使して栽培・林業・畜産の各分野の経営における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を有している。

イ カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担うために必要な知識や、農山村の地域社会をリーダーとして支えてい

くために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせさせて編成する。

・栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせさせて教育課程を編成する。

・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の経営における高度な実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して経営に新たな事業展開を生み出すことができる豊かな創造力を養成するとともに、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する知識を修得させる。

・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるようGPA制度を活用する。

ウ アドミッション・ポリシー

基本理念である「将来の農林業の経営環境の変化に対応し、先端技術などを活用して経営革新を推し進めるとともに、農山村の景観・環境・文化の継承者として、地域社会を中心となって支えていく人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

- ・農林業生産技術や経営などを学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、農林業や経営の中核となり、農林業の発展に貢献する意欲がある人
- ・自然と共生し地域の人々と協働しながら、持続的な社会の発展に自らの能力を活かしていく意欲がある人

2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則</p> <p>第41条（卒業）</p> <p>第42条（学位授与）</p> <p>第30条（教育課程の編成方針）</p> <p>第34条（履修方法）</p> <p>第25条（入学資格）</p> <p>【資料A 01-03-1】</p> <p>カリキュラムマップ</p> <p>【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/fouryears/document/curriculum_map_2020.pdf】</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 情報の公表

＜教員の教育研究・社会貢献活動に関する情報公開＞

論文19編、著書5編、学会・研究会における発表43件、前述以外の専門誌、新聞や広報誌等29件を研究成果として公開した。また、開学当初より引き続き教育研究・社会貢献活動の記録である「紀要・年報（アグリフォーレ・レポート）」の第3号（108頁、300部）を7月31日に刊行し、関係大学等に配布するとともに、より広く情報を公表するために機関リポジトリによりインターネットを通じて学内外に無償で公開している。なお、本紀要・年報には原著論文2編、調査・技術研究論文1編、研究活動紹介5編等が掲載されている。さらに、公開講座、研修会、セミナー等へ教員を講師としてのべ19名を派遣し、教育研究活動で得られた成果を含めて講演した。

＜広報活動、高大連携等＞

学則第4章－第16条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会および農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。

今年度は広報業務の一環として、大学案内6,000部、ポスター（A1版100部、B1版20部）、パンフレット（1,000部、英語版500部）等を作成したほか、テレビCMの制作及び放映、施設紹介動画の改訂及び公開、新聞広告、交通広告、受験サイト・アプリへの広告、インターネット広告等を行った。また、本学に関心のある高校生を対象に6回のオープンキャンパスを開催し、高校生等270名・保護者等270名の参加を得たほか、当日のダイジェスト動画を制作し、Youtube等で公開した。さらに、高校訪問・ガイダンス参加が延べ約200回、HP及びSNSでの情報発信、個別見学の随時受け入れ、日本学校農業クラブ全国大会においてブースを出展し、参加高校生等への広報活動も実施した。なお、静岡県学校農業クラブ連盟と緑の学園・農業クラブリーダー講習会（7月31日、参加者74名）を本学において開催した。さらに、小中高生を対象とした出前講座へのべ11名を派遣し、農林業や環境に興味を持ってもらうように地域の教育活動にも積極的に携わった。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<p>各種媒体等を活用して、地域社会および本大学・短期大学に関心のある高校生に対して、大学の設置目的や教育内容について効率的かつ積極的に広報活動を行うことができた。</p> <p>広報アンバサダーとしてZ世代に人気のある著名人を起用し、高校生が良く視聴するインターネット広告での本大学・短期大学の認知度向上に力を入れ、積極的な広報活動を行った。高大連携活動として、県内のみならず、県外の農業関係高校にも訪問・PR活動を実施した。</p>
------	--

	<p>また、設置計画履行状況報告書や自己点検評価報告書の公表について、速やかに実施している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>オープンキャンパスについては、昨年度より定員を増やし、全て土日開催とすることで多くの高校生等を受け入れた。また、体験授業を実施したので満足度は高かったが、アンケート結果で「学生の声を聞きたかった」という意見があった。今回初めて学生にも案内等一部協力してもらったが、学生との交流の場を検討する必要がある。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>学校教育法</p>	
<p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程【資料A 03-06】</p>
<p>学校教育法施行規則</p>	
<p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>	<p>大学HP 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/】</p> <p>一 基本理念、教育目標 二 ホームページ 三 教員名簿、教員紹介 四 入試情報、就職・キャリア支援 五 カリキュラムマップ 六 4年間の学び 七 学生生活 八 学納金・給付金制度 九 上記四及び六に同じ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」 【https://spua.repo.nii.ac.jp/records/15】</p> <p>設置計画履行状況報告書【資料B 05】</p> <p>自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価

学則第4章―第16条に基づき「自己点検評価委員会」を設置して、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

令和5年度は計6回（令和5年4月13日、5月12日（書面）、6月6日、11月29日、12月14日（書面）、令和6年2月27日）の委員会を開催した。令和6年度の分野別認証評価の受審に向け、第1回の委員会において、一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 代表理事 川口昭彦氏を招き、「静岡県立農林環境専門職大学・短期大学の質保証～農林環境分野認証評価～」と題し、講演会を開催した。参加者は自己点検評価委員会の委員に限らず他の教職員も参加可能とし、委員の他約20名が参加した。その後、川口氏と意見交換の時間を設け、分野別認証評価の基準の考え方や今後のスケジュールについて、大学と短期大学部とそれぞれで話し合っている。

第2回は、昨年度同様、中間報告としてまとめた令和4年度点検評価ポートフォリオを委員全員でチェックを行い、意見を収集した。第3回において、令和4年度点検評価ポートフォリオ（中間報告）に対する意見の確認を行い、令和4年度のポートフォリオを完成させている。

第4回では、分野別認証評価の評価機関が認証されていない状況を背景に、今後の対応について話し合い、文部科学省への事務相談や、先行する専門職大学への聞き取り調査を実施していくこととした。また、分野別認証評価と毎年行う自己点検・評価を確実に進めるため、これまで運用上の設置に留まっていた副委員長の職を委員会規程に明記し、合わせて、「生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者」を2人から3人に増員することで、令和6年度からの体制を強化することを決めている。

分野別認証評価に係る高知リハビリテーション専門職大学への訪問調査と文部科学省への事務相談を経て、第5回委員会（書面）において、令和6年度の分野別認証評価は、学校教育法第109条第3項ただし書の代替措置により実施することを前提に準備を進めることと、自己点検評価委員会内に評価実施の手順や基準の作成、評価委員の検討等を行う「分野別認証評価ワーキンググループ」を共通の組織として配置することを決定した。

第6回では、分野別認証評価外部評価委員会の設置に関する議論を行うとともに、前年度の自己点検評価に基づく改善指示への対応報告書について確認した。

2) 教員と事務職員等の連携及び協働

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会をはじめとする委員会は教員と職員から構成されており、教員と職員が連携して大学運営にあたっている。さらに、FD・SD委員会では、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、及び事務職員の能力・資質の向上のための方針を決定しており、令

和5年度は、委員会を計6回（令和5年4月25日、5月23日、8月1日、10月17日、12月5日、令和6年2月27日）開催した。

3) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

学生による授業アンケートを前期、後期共に107教科すべてで実施し、FD・SD委員会においてその取りまとめを行い、各教員に改善を促している。令和4年度の授業評価アンケートにおける満足度の平均は5点満点で前期4.5(4.4)、後期4.4(4.3)と高かった(括弧内は令和4年度)。また、教員相互の授業参観期間を5月～1月に設け、各教員は最低1回の参加を義務付け、自身の講義の改善に役立った点について報告書を提出した。その結果、24人中19人の教員が合計21の講義を聴いて自身の授業改善に資した。報告書を取りまとめ、参考となる事例や改善点を全教員に周知した。

4) 研修の機会等

FD・SD委員会において、下記の取組みを実施した。

ア 大学の理念・目的や教育について理解を深めるための全体研修

- ・第1回全体研修会は、全教職員を対象に、学長による大学の理念・目的や教育目標等についての講話を開催した。(令和5年4月3日、専任教員24人、事務職員・図書館職員・技術職員37人計61人参加)
- ・第2回全体研修会は、外部講師、名古屋大学名誉教授の寺田盛紀先生を招き、「専門職大学が目指すもの」をテーマに研修会を行なった。(令和5年9月27日、専任教員24人、事務職員16人計40人参加)
- ・第2回FD・SD研修の結果、障害者差別解消法に係る対応について、ワーキンググループを発足させることとなった。

イ 専門職大学事務職員のSD研修

- ・第1回SD研修会は、ふじのくに地域・大学コンソーシアム主催の「ChatGPT等生成系AIの台頭と大学現場への影響～入門編～」がテーマのオンライン研修とした。(令和5年11月7日オンライン開催、2人参加)
- ・第2回SD研修会は、ふじのくに地域・大学コンソーシアム主催の「静岡県における生成AI利用の取り組み」がテーマのオンライン研修とした。(令和6年3月21日オンライン開催、2人参加)

ウ 教員相互の授業参観

- ・授業参観は、期間を定めた上で教員が相互に授業を参観し、レポートを提出させた。教員相互の授業参観（教員全24人中19人が実施）

エ 学生による科目毎の授業評価

- ・毎学期末に、学内ポータルを利用して、履修学生を対象に授業評価に関するアンケートを実施した。(前期、後期の2回開催)
- ・学生の授業評価アンケート結果及び授業参観の結果を共有し、各自で授業改善に反映させている。

オ 教育に関する満足度などを調査するための学生アンケート

- ・年度末に、学内ポータルを利用して、全学生を対象に教育研究や学生生活、キャンパス環境、教員等に関するアンケートを実施した。教育に関する満足度などを調査するための学生アンケート実施(令和5年3月)。

カ 優秀教員賞の選考

- ・学生による前期、後期を通じた優秀教員の投票を行い、1名選考した。優秀教員賞選考のための学生アンケート実施(12月～1月)。

5) 学修成果

学則第4章-第16条に基づき教務委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程により詳細を定めている。学生の学修成果については、可視化のための基準を儲けた。具体的には時期を入学直後、在学中及び卒業時に分け、それぞれについて入学試験やGAP評価、資格取得状況などの指標を定めて示すことにしている。

令和5年度の資格取得は、産業用マルチローターオペレーター技能認定講習(ドローン講習)5人、フォークリフト免許14人で、昨年度の実績を大きく上回った。

6) 服務・コンプライアンス

学則第4章-第16条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

前年度の委員会において、営利企業等従事許可申請や、教育公務員特例法の兼業、贈与等報告書について、教員への定期的な周知活動をすべきとの意見が出たことから、6月6日の教授会において、倫理委員会から改めて定期的な周知活動を実施した。

10月13日の第1回委員会では、本学において明確に定めていない教員の懲戒処分に係る手続きについて話し合い、懲戒処分の審査は県の基準に基づき実施することと、当該審査に当たっては県人事課と相談して行うことの2点の対応方針について決定した。今後、本件は県人事課と合意を得た上で評議会で決定する手続きを取ることにしている。

なお、10月はコンプライアンス推進月間（今年度のテーマは「Let'sコンプライアンス～NO！ハラスメント～」）として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が実施し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。

また、1月に県経済産業部内で逮捕者が続いたことを受け、教職員全員に、綱紀の厳正保持に万全を期するよう委員長（事務局長）が呼びかけを実施した。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和5年度は、10月13日に第1回委員会を開催し、文部科学省からの通知を参考に、「性暴力等」について、その行為の重大性を示すため本学のハラスメント防止対策規定に明記することが承認された。2月19日には委員長ほか関係職員が、公立大学協会主催の「大学におけるハラスメントの防止対策に関する教職員セミナー」に参加した。また、教授会において、最近の大学におけるハラスメント事例等を共有し、ハラスメント防止に対する意識を高めた。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<p>分野別認証評価の基準の考え方等に関する教職員向け講演会を開催し、また先行する専門職大学への訪問調査と文科省への事務相談など、令和6年度分野別認証評価の受審に向け準備をおこなった。</p> <p>実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する教職員向け研修会を開催し、専門職大学の目的について理解を深めた。</p>
改善を要する点	<p>教員相互の授業参観は、約8割の教員が実施したが、さらに多くの教員の参観が望まれる。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程【資料A 02-03-1】</p> <p>自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】</p>
学校教育法施行規則	
<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】</p>
<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】</p>
専門職大学設置基準	
(教員と事務職員等の連携及び協働)	
<p>第四条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)	
<p>第二十条 専門職大学は、当該専門職大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】</p>
(研修の機会等)	
<p>第五十八条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】</p>
法例外の関係事項	
学修成果	
<p>学生の学修成果を適切に把握する取組みを行っているか。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程【資料A 03-11-1】</p>
サービス・コンプライアンス	
<p>服務規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行っているか。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程【資料A 03-02】</p>

	<p>静岡県立農林環境専門職大学等教員 倫理規程【資料A 02-05】</p> <p>本学の倫理体系図【資料C 12】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等におけ るハラスメントの防止等に関する規程 【資料A 05-01】</p>
--	--

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられているものの、教育研究環境の整備に向けて、必要な経費の確保に努めている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基板を支えている。

2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

3) 予算の推移

歳入予算に関しては、学年進行に伴う学生数の増加により授業料収入が増加している。

歳出予算に関しても、学年進行等の理由から事務局経費を中心に増加している。また、開学から4年となり外部機関等からの受託研究や共同研究の件数も増加していることから、受託研究費予算が増加している。

過去2年の予算の概況（短期大学部と共通）

【歳入】

（単位：千円）

費目	令和4年度	令和5年度
入学料	15,317	15,317
授業料	65,236	72,972
その他	93,703	87,357
一般財源	1,331,616	1,042,155
歳入合計	1,505,872	1,217,801

【歳出】

(単位：千円)

費目	令和4年度	令和5年度
教育経費	46,726	43,502
研究支援費	22,323	22,323
事務局経費	285,962	305,689
学生経費	47,576	40,486
受託研究費	17,600	30,106
人件費	610,185	614,995
小計	1,030,372	1,057,101
施設整備費	475,500	160,700
歳出合計	1,505,872	1,217,801

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
(教育研究環境の整備) 第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT環境の整備

本学では、ICT環境の整備と改善を図るため図書・情報ネットワーク委員会内に情報ネットワーク部会を設置し、管理運用に取り組んでいる。

令和4年7月6日、本学に落雷があり、A棟換気設備の停止、C棟Wi-Fi設備の不具合、電源の喪失（一部）など、大きな被害があった。これを受け、情報ネットワーク部会において、「落雷等の外的要因によるサーバーのリスク管理」について検討した。現在の教育情報システムのサーバーは、バックアップサーバーも含め全てA棟3階に集中しており、落雷等でサーバーに被害が生じた場合、データの損失は避けられないことが明らかであることから、令和5年6月に、静岡市のNTT西日本データセンターにバックアップ装置を設置した。

また、開学時に構築した教育情報システムが、令和6年度末をもって保守ライセンスが切れることから、それに合わせて、災害時のデータ損失に備えたサーバーのクラウド化、端末・ネットワーク機器の更新とセキュリティの強化、SINET専用回線の導入を一体的に行う大規模な更改を検討し、令和6年度当初予算協議を行った。令和6年度中に更改を完了し、令和7年度から5年間のリース契約を結ぶ予定となっている。

2) 研究活動の促進

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動している。今年度は特に、受託研究申請や動物実験申請等急を要する審議に迅速に対応するため、メールによる会議を計32回開催した。令和5年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究（2件）・共同研究（1件）や動物実験の申請（3件）の承認、間接経費の用途の検討、実験室で使用する消耗品の購入ルールなどを協議した。研究倫理に関しては、全教員を対象に研修会の開催とeラーニングの受講を実施した。

地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換については、磐田市産業振興フェアへの出展、磐田市未来の農林業連携懇話会への参加、静岡県農業・畜産・林業技術研究推進会議を開催し、静岡県先進的農業推進協議会（11月22日、本学開催）に参加した。2月2日開催の磐田市未来の農林業連携懇話会主催の未来の農林業セミナーには、持続可能な農業の取り組みとして本学教員が講演した。

研究推進委員で組織する実験動物委員会では、静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程に基づく研究管理と自己点検評価を実施し、年度毎にホームページで情報公開してきた。動物実験の自己点検評価における外部検証は、義務ではないが文科省から強く求められることから、外部機関として県中小家畜研究センターに相互認証の形で、令和5年10月（訪問審査）を受験して1月に外部検証報告書を受領した。外部検証での指摘事項について適正に修正し学内規程の改定、様式の改定、

関係要領の整備等を実施した。

3) 学生支援（学修支援、特別な支援、経済的支援）

令和5年度は、学生委員会およびキャリア・サポートセンターで、学修支援、特別な支援を行った。

<学修支援>

学生の学修状況や進路希望、生活面で支援するために、クラス担任教員等と学生課による学生個人面談を1年生は2回（6～7月及び12～1月）、2年生は1回（12～1月）、3年生は1回（12～1月）、実施し、4年生はプロジェクト研究担当教員が随時個別に支援した。

<生活支援>

本学では、学生の大学生活を支援するため学生委員会を設置し、支援を行っている。（学生委員会規程）

令和5年度は、学生委員会は10回開催し、22団体の学生サークル活動、新型コロナウイルス対策及びそれにかかわる学生支援策、大学祭、および国際交流について検討を行った。

令和5年度は一般に開放した大学祭「豊穰祭」を実施した。学生委員会、企画広報委員会、実習圃場委員会、総務企画課、学生課、教務課からなる大学祭企画調整部会として、学生主体の実行委員会に対してサポートを行った。豊穰祭には1200名の来場があり、実施後の学生アンケートおよび教員アンケートにおいても満足度が高く、高評価が得られ次年度以降の改善策についても検討した。

<特別な支援>

大学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている（キャリア・サポート運営委員会規程第2条）。

令和5年度は、キャリア・サポートセンターの運営方針を検討するためのキャリア・サポートセンター運営委員会（以下委員会という）を5回開催し、キャリア支援内容について検討し、令和5年度の1年次～4年次までの支援計画（資料：就職・キャリア支援計画（大学））を作成した。

キャリア支援活動として、進路希望調査を1回（5月）、クラス担任教員等と学生課による個人面談を2回（5月～6月、12月～1月）実施した。2年生を対象としたキャリアアップセミナーを7回実施し、進路に関する意識を高めた。3年生には就職活動直前の進路セミナーを7回実施した。4年生には、プロジェクト担当教員から随時キャリア支援を行うとともに、希望者を対象に集団面接練習会を開催した。また、就職活動、将来に役立てるための資格取得支援も行っている（資料：

資格支援一覧)。学内会場としては、農業用ドローン講習(大学参加者4名)、フォークリフト運転技能講習(同14名)を行った。

これらの支援の結果、令和6年3月卒業の第1期生の卒業生22人のうち77%が農業関連企業等に就職した。

また、障害学生支援委員会により、学生の要望に応えた。

令和5年新入生進路希望調査結果(5月実施) (人・%)

令和5年4月入学生進路希望			人数(%)	摘要
就業	農林業関係	自営	4 (13)	
		生産法人など	11 (37)	
		団体職員	3 (10)	JA
		関連企業	5 (17)	
		公務員	4 (13)	
	農業以外	公務員	0 (0)	
		一般企業	1 (3)	
進学		1 (3)		
その他		1 (3)	未回答	
			30 (100)	

令和6年3月卒業生進路

令和6年3月卒業生の進路			人数(%)	摘要
就業	農林業関係	自営	0 (0)	
		生産法人など	5 (23)	
		団体職員	5 (23)	JA
		関連企業	4 (18)	種苗、食品など
		公務員	3 (14)	都県職員
	農業以外	公務員	1 (5)	市役所
		一般企業	4 (18)	
進学		0 (0)		
			22 (100)	

<経済的支援>

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができると、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第15条(授業料等の減免等)に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を扱

っている。

① 給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)

		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	支出負担
授業料・入学金免除		満額	2/3の額	1/3の額	県
給付型 奨学金	自宅通学	29,200	19,500	9,800	日本学生 支援機構
	自宅外通学	66,700	44,500	22,300	

利用状況(人)

	就学支援利用者				学校独自減免
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	計	
専門職大学	5	1	1	7	1

② 貸与型支援措置(日本学生支援機構)

奨学金種	利息	通学	貸与金額	主な申請要件
第一種	なし	自宅	20,000円、30,000円、45,000円	進学前の設定平均値が3.5以上または在籍学科の上位1/3以上
		自宅外	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円	
第二種	あり		20,000円～120,000円 ※1万円単位で選択	出身学校または在籍学校での成績が平均水準以上

利用状況(人)

	第一種奨学金	第二種奨学金
専門職大学	14	14

4) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、令和5年は海外農林業事情の講義でオーストラリアに25名が参加した。また教員は海外大学等との共同研究の実施等により国際交流を推進することとしている。令和5年11月には、モンゴルからの農業技術研修生2名を約10日間受け入れた。また、令和5年3月2日に本学とボゴール農科大学(IPB)が大学間交流に関する覚書を締結したことを受け、令和5年5月および7月にはIPB教員が来学し教員と交流を図った。9月には、学長ほか4名がIPBにおける国際会議に参加し、教育および研究分野における今後の連携を協議した。また、11月にはシンガポールポリテク教員が来学し交流するなど、国際交流を着実に推進した。

5) 社会連携・社会貢献

本学では、公開講座及び開学記念行事の企画及び運営等を企画広報委員会が行っている（企画広報委員会規程）。

令和5年度は、企画広報委員会を3回（5月24日、8月9日、2月6日）開催し、農業者・県民向けの公開講座やサイエンスカフェ、各種広報活動の推進に関して検討を行った。

本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」と銘打ち、企画し、受講生を募集した。今年度は、新規就農者に向けた、作物栽培の実技を伴う「アグリ実践講座」と、新たな事業展開を目指す農業者に向けた「アグリビジネス講座」の2講座を開講した。それぞれ6名、9名の受講者があり、受講者の評価は高かった。

また、令和4年度から開始した市民向けの「サイエンスカフェ」を今年度も継続し、3回目は「ドローンからみる森林や農作物の姿」をテーマに8月12日に、4回目は「こうしてできたイチゴ新品種 ～紅ほっぺ、きらび香～」をテーマに11月18日にそれぞれ開催し、好評を得た。特に4回目は、幅広い聴講者に本学の認知度を高めるため、初めて浜松市で開催した。次年度以降も市民の興味あるテーマを設定し、本学の認知度を高めるよう取り組む予定である。

さらに、本学の機械研修場（掛川市）において農業機械研修計画に基づき、農業者向けに、農業機械の効率のかつ安全な利用に関し、高度な知識・技能を備えた担い手を養成するための研修を12回実施した。

6) 新型コロナウイルス感染症への対応

本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大に機動的に対応するため、評議会の下に新型コロナウイルス感染症対策委員会を設置し、感染防止対策や学事日程の変更等について協議することとしていたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症対策委員会を感染症対策委員会へ改称し、学内で感染者が発生した場合には、季節性インフルエンザに準じた取扱いとすることを5月16日の評議会で決定した。

今後は、学内で新型コロナウイルス感染症を初めとする各種感染症の蔓延が疑われるなど、学長が必要と認めるときは、感染症対策委員会を開催のうえ、遠隔授業の実施や休講等の対応方針を決定し、評議員及び教職員に周知することとした。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策委員会及び感染症対策委員会は開催されなかった。

学生の健康管理においては、毎日のポータルアンケートによる検温結果の報告等の一連の新型コロナウイルス感染症対策は、5類感染症への移行に伴い終了した。

その後は、季節性インフルエンザ等その他の感染症と同様の扱いとし、発熱等、感染が疑われる症状が確認された場合は、学生寮においては隔離部屋への移動と自宅療養を徹底し、感染拡大を防止した。陽性が判明した学生へは医師の指示する期間、出席停止の措置を行った。学生に感染症の感染拡大の兆候が表れた場合には、日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒

の徹底、3密の回避等の注意喚起を呼びかけた。

7) 将来構想策定部会の開催

本学は令和5年度で開学4年目を迎え、短期大学部は3期生、生産環境経営学部は1期生を送り出した。また、設置計画履行状況等調査（アフターケア：AC）対象期間を終えたことで、大学の目指す姿や方向性を示すための将来ビジョンと戦略を、学長指導の下で明確にすることとした。令和5年度の将来構想策定部会は、前年に引き続きほぼ毎月1回のペース（令和5年4月3日、6月14日、7月19日、9月5日、10月31日、11月28日、12月21日、令和6年1月23日、2月19日）開催し、令和4年度に本部会で策定したAgrifore Mind 2030を叩き台として、Agrifore Vision 2030の策定、精査を進めてきた。

<Agrifore Vision 2030の策定意図と令和5年度の部会作業>

ビジョンは学長が社会に向けて発信するものであり、県立の専門職大学（四大、短大併せた）としてのビジョン策定を学長から部会に委嘱された。内容は設置申請時に申し出た内容だけでは不足する部分もあり、2030年の大学を想定した内容とし、他の専門職大学に先駆けることを意識して策定いただきたいとの注文を受けた。文章の迷走を避けることを意識して、ビジョン骨子を先に作り、そこに肉付けする文章化を部会が担った。

<Agrifore Vision 2030骨子の文章化>

専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえ、第2回から第5回まで約半年を掛けて本部会で協議を重ねてAgrifore Mind 2030案を作成し、学長に答申するとともに第8回教授会（11月7日開催）で全教員から意見を募った。部会員以外の教員からの意見を反映して修正を加え、ビジョン名をAgrifore Vision 2030に変更し、生産環境経営学部、短期大学部よりそれぞれ代表者（平岡准教授、坂口講師）と部会長、学長をコアメンバーとして文言修正を年度末まで行った。本案について、外部発信に耐え得る内容、文言であるかの校正を専門家に依頼し、令和6年度に外部への発信を行う予定である。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	開学後コロナ禍で中止を余儀なくされてきた大学祭（豊穰祭）の開催が4年目にして実現し、約1200名の来場があった。 キャリア支援活動として、合同就職説明会の開催や個人面談、キャリアアップセミナーなど実施した結果、1期生（令和6年3月卒）22名の進路は、林業法人、農林業団体、公務員、関連企業と約8割が農林業関連企業に就職した。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】 静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程【資料A 03-08-1】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-01】 静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】 静岡県立農林環境専門職大学学生表彰規程【資料A 07-13-1】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】
国際交流	
社会連携・社会貢献	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】 アグリフォーレ公開講座「農業者向けスキルアップ講座」【資料C 17】 令和5年度 大型機械研修実績【資料C 18】 令和5年度 農業機械研修計画【資料C 19】 令和5年度 農業機械研修開催日【資料C 20】
新型コロナウイルス対策 COVID-19 への対応・対策として適切な措置を講じている。	保健医務室利用状況報告（学生利用分）【資料C 21】 発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー【資料C 22】 新型コロナウイルス感染が判明した場合の学生寮における対応【資料C 23】 遠隔授業マニュアル【資料C 24】 遠隔授業実施のガイドライン【資料C 25】
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	設置認可関係書類（履行状況報告書）【資料B 05-01】
その他	

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

学則第16条に基づきFD・SD委員会を設置している。本委員会は、静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程に則り、学部長とその他3名の教員、及び総務企画課長、教務課長等の事務職員3名で構成されている。委員会では、①FD・SD推進のための企画及び実施に関する事、②FD・SD推進に係るデータ収集のための企画及び実施に関する事等を審議している。本委員会において、学修成果を分析するため、令和5年度は継続して学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観を実施した。また、令和5年度は開学の原点に立ち戻り、専門職大学の制度設計に関わった講師を招いて「専門職大学が目指すもの」をテーマに9月27日に研修会を行ない、教員自身の専門職大学における教育について、改めて見つめ直す機会を設けた。また、開学4年目を迎え、すべての科目が揃ったことから、学修成果をベースとして、教育課程の再編成に着手すべく、ワーキンググループを立ち上げた。

2) 自己分析活動の取り組み（目次） ※学習成果に関する分析の取り組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	教員相互の授業参観の実施	62
2	FD・SD研修会の実施	63
3	教育課程ワーキンググループの設置	64

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 1)	教員相互の授業参観の実施
分析の背景	優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有する。
分析の内容	<p>1) 実施方法</p> <p>各教員は、参観を希望する授業を担当する教員に直接、アポイントメントをとり、了承を得たうえで参観を実施した。全ての教員には期間中、必ず1回以上の授業参観とその報告書の作成を義務付けた。報告書は、FD・SD委員会においてとりまとめ、2月の教授会で報告した。実施教員数19人(実施率79%)、実施回数21回であった。</p> <p>2) 改善方法</p> <p>授業を参観した教員には、その授業を参考として自身の授業を改善するように促した。参観された教員には、参観した教員からの報告書を渡し、自身の授業の振り返りを行うよう促した。また、教員全体に対して、教員名を伏せたかたちで報告書のとりまとめを提示し、自身の授業の改善に役立てるよう促した。</p>
自己評価	各教員に最低1回の授業参観を義務付けたことにより、自己の授業改善への意欲が増進できたと考えられる。次年度以降も継続実施する必要がある。
関連資料	

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 2)	FD・SD研修会の実施
分析の背景	<p>開学から3年3ヶ月を経過し、将来構想の策定やカリキュラムなどの見直しも行われている中、もう一度原点に帰って、専門職大学制度が策定された背景と目指す姿など制度設計を振り返り、様々な見直しの参考とする。</p>
分析の内容	<p>1) 実施方法</p> <p>(1) 基調講演 「専門職大学が目指すもの」 名古屋大学名誉教授 寺田盛紀氏</p> <p>(2) 出席者 専任教員24名 職員16名 計40名</p> <p>2) 講演内容の抜粋</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門職大学制度設計の経緯 2. 社会的役割と実践教育の在り方 3. 専門職大学が目指す将来像 <p>3) 質疑応答項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門職大学での「教育」と「研究」における教員としてのスタンスについて。 2. 専門職大学における卒業要件の科目分類指定は、一般の大学にはない「基礎科目」、「職業専門科目」、「展開科目」、「総合科目」が定められているが、このような要件となった目的と背景について。 3. 教育課程連携協議会の設置が義務付けられたことについて、その目的と背景について。 4. 実務家教員の評価の考えについて。 5. 社会的コンピテンスや応用力、計画立案力や仕事マネジメントがどの程度ついたかの評価方法について。 <p>など、積極的な意見交換がなされた。</p>
自己評価	<p>教員個々の抱える課題を出し合い共有することで、今後の方向性を議論する足掛かりができた。</p>
関連資料	<p>令和5年度 研修会資料【資料D 01】</p>

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 3)	教育課程ワーキンググループの設置
分析の背景	<p>開学4年目を迎え、すべての科目が実施された。実施の際に様々な課題が浮き彫りとなり、これらの改善のため、教務委員会内に教育課程のワーキンググループを設置し、検討を始めた。</p>
分析の内容	<p>具体的な変更点はこれから検討するが、基本的な方針として、以下のことを決定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 履修要件の再検討 現行の「自由科目」は卒業単位に認定されないため、学生の学習意欲が低下し、履修者が極端に少ない科目も存在する。この問題を解決するため、自由科目の制度を原則廃止し、すべての科目の履修要件（必修、選択等）を再検討する。 2. 科目内容の見直し 履修要件の改訂にあたっては、現行の科目を時勢に合わせた新しい科目名や内容にアップデートし、統廃合により整理する。 3. 卒業要件の合理的な調整 科目分類（基礎、専門、展開）別の単位数や、卒業要件単位数（現状129）は、文科省が示す大学の卒業要件単位数（124）や他大学の科目分類及び単位数と比較し、適切な科目分類と単位数に改訂する。 4. 実習・演習科目の見直し 各種実習・演習科目も、理論系科目と同様に、必要に応じて内容や履修要件を改訂する。 5. 目標と効果 以上の改訂により、新たなカリキュラムでは学生の学習意欲が向上し、効率的で合理的なカリキュラムが実現する。また、迅速な時勢に適応し、大学の将来ビジョンに合致した躍動的な教育が実現する。 6. 実施時期 新カリキュラムは機関別認証評価後の令和9年度以降の履行を想定している。 <p>※補足事項</p> <p>将来の「履修要件」の分類については、下記の案を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状：①必修（全コース必修、コース必修）、②選択必修または選択（グループの中または外から一定単位数以上を選択）③自由（卒業単位としては認められない） ・将来：①必修（全コース必修、コース必修）、②選択必修（グループの中から一定単位数以上を選択）、③選択（コースや学年にとらわれず選択可能で卒業要件単位として認められる。選択科目全体では最低取得単位数を設定する）

自己評価	令和5年度に教員の大量退職を迎えるため、退職する教員も含めて、今後の教育課程のあり方について基本的な方針が策定できた。
関連資料	

Ⅲ「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

- 1) インドネシアのボゴール農科大学(IPB)と大学間交流に関する覚書を締結した。
- 2) 臨地実務委員会が主体的に行った企業実習では、初年度に引き続き高い学習効果を得ることができた。また、実施初年度となった経営実習についても、テーマを設定しての課題解決型の学習により学生が経営を自分事してとらえることができ、着実に実践的な知識や考え方を身に付けることができた。
- 3) コロナの影響で開学以降一般公開できなかった大学祭が、令和5年度にはじめて一般公開で開催された。

2) 特色ある教育研究の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	ボゴール農科大学 (IPB University) との交流	70
2	臨地実務実習委員会 (専門職大学)	71
3	大学祭を活用した実践教育	73

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	ボゴール農科大学 (IPB University) との交流
分析の背景	<p>本学は、国際感覚を持った農林業のプロフェッショナルの育成を目指しており、大学および短期大学部の講義には「海外農業事情」の講義があり、海外における農業視察も実施することとしている。また、教育および研究分野の質の向上を図るためにも、世界の優れた高等教育・研究機関との国際的な交流が必要である。その一環として令和5年3月2日(木)にボゴール農科大学(IPB)と大学間交流に関する覚書を締結した。</p>
分析の内容	<p>IPBと締結した覚書に基づき、令和5年5月18日および7月5日にIPBから教員が来学し、本学教職員との意見交換、学内案内などで交流を図った。9月には学長ほか本学教職員がIPB主催の国際シンポジウムICAS2024に出席し、交流を深めるとともに今後の学生及び教職員の交流について意見交換した。</p> <p>今後の交流として、IPBからはIPB学生の日本におけるインターンシッププログラムの受け入れ要望があり、その先行プロジェクトの実施について本学でも検討を進めた。</p>
自己評価	<p>コロナ禍のため国際交流については実施できなかったが、令和5年に日本におけるコロナウイルスの感染症の分類が5類になったため、少しずつ国際交流が実施できるようになった。IPBを始め学生の講義「海外農林業事情」も開催となり、国際感覚を持った学生の育成が進むものと思われる。</p>
関連資料	

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 2)	臨地実務実習委員会（専門職大学）
分析の背景	<p>本学ではディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を習得させるため、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせた知識の習得を目指している。3年生（令和4年度）には、農業法人等での企業実習、4年生（令和5年度）には経営実習および経営分析演習を行うこととなっている。</p> <p>このため、これらの臨地実務実習の円滑な実施に向けて、実習方法、スケジュール、実習先との連携に関して事前に整理する必要がある。また、今年度から開講された経営実習については、初めての実施であり、丁寧な対応と今後に向けた整理も重要である。</p>
分析の内容	<p>専門職大学の臨地実務実習委員会（5回）を開催するとともに企業実習、経営実習それぞれについて随時ワーキンググループ等を開催し、学生への指導や教員への連絡等、実施に係る事項を決定し推進した。</p> <p>企業実習では企業実習WG（6回）の他、頻繁に打ち合わせを実施し、円滑な実習の実施を図った。今年度は26名の学生が事前事後学習を含め10月2日から12月5日の間、企業実習を行った。富士宮の宿泊施設でのポンプ故障等もあったが、実習先指導者の評価も概ね良好で無事終了することができた。現2年生に対しては1月10日に説明会を実施し、令和6年の企業実習の進め方や心構えについて周知徹底した。</p> <p>また、経営実習についてもWG（3回）を実施するとともに、教員向けの説明会や学生向けの説明会を実施した。経営実習については初めての実施であり、特に教員に向けては頻繁に支持・連絡を行った。今年度は22名の学生が6月26日～10月6日までの間に経営実習・経営分析演習を終了した。テーマを設定した課題解決型の実習を行ったが、この間、軽いけがが1件あったのみで無事に終了することができた。実習先ごとに、実習学生グループ、指導教員グループを編成して、テーマを設けて実施したが、初年度としては良好な学習成果を得ることができたものと判断した。現3年生に対しては12月8日に令和6年度の経営実習の進め方に関する説明会を開催した。今後は、グループでの指導体制の強化、事前講義の内容などの検討を行ってさらに効率的、効果的なものにしていく。</p>
自己評価	<p>企業実習は、初年度に引き続き高い学習効果を得ることができた。実習候補農林業経営体の掘り起し等について引き続き取り組む。実施初年度となった経営実習についても、テーマを設定しての課題解決型の学習により学生が経営を自分事としてとらえることができ、着実に実践的な知識や考え方を身に着けることができたものと判断した。さらなる効率的・効果的な学習推進に向け今後も臨機応変に対応してい</p>

	く。なお、学生の就活時期等を踏まえ次年度からは開始時期を若干早める。
関連資料	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部臨地実務実習委員会規程【資料A03-12-2】</p> <p>04-5_1_1～4_臨地実務実習委員会（専門職大学）議事要旨【資料E 07】</p> <p>04-5_2_1～4_臨地実務実習委員会（専門職大学）資料【資料E 08】</p>

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 3)	大学祭を活用した実践教育
分析の背景	<p>コロナの影響で開学以降一般公開できなかった大学祭が、令和5年度にはじめて一般公開で開催された。本学は講義などの中で栽培・生産した農畜産物を大学祭で販売するなど、講義の実践を兼ねた大学祭と位置づけている。</p>
分析の内容	<p>本学は実習で、野菜、花き、果樹、茶、鶏卵、シイタケなどの農林畜産物を生産している。生産技術に加えて、流通販売についても講義で学ぶとともに、学内における一般開放のマルシェの実施で、販売の実践を行っているが、自ら企画して販売する機会は少ない。</p> <p>大学祭では実習で栽培・生産した農畜産物を、販売する機会を設けた。農畜産物を自ら企画し販売、購入客への対応をすることで、マーケティングの実践から多くのことを学んだ。</p> <p>大学で生産した農畜産物だけでなく、模擬店の企画においては、隣地実務実習で検討した加工品を実際に販売するなど、商品の企画、加工の実施・依頼、POSの作成、客対応、販売管理などのマーケティングを、実践して学ぶことができる機会として有効活用した。</p>
自己評価	<p>一般客が1200名程度来場した大学祭で、食と緑の大学として一般の商店では購入できないような、農林畜産物および加工品を提供することで、外部への評価を高めるとともに、学生がマーケティングを実践から学ぶことができる、本学ならではの学修であると思われる。</p>
関連資料	

認証評価共通基礎データ

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項		記入欄										備考	
大学の名称		静岡県立農林環境専門職大学											
学校本部の所在地		静岡県磐田市富丘678-1											
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地								備考		
	生産環境経営学部 生産環境経営学科	令和2年4月1日	静岡県磐田市富丘678-1										
	大学院課程	開設年月日	所在地								備考		
	専門職学位課程	開設年月日	所在地								備考		
	別科等	開設年月日	所在地								備考		
学生募集停止中の学部・研究科等		-											
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称		専任教員等							非常勤 教員	専任教員一 人当たりの 在籍学生数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手				
		生産環境経営学部 生産環境経営学科	14人	5人	4人	1人	24人	16人	8人	0人	29人	3.3人	
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	相蘇助教退職(R4.2) 藤代助教採用(R4.7)
	計		14人	5人	4人	1人	24人	16人	8人	0人	29人	3.3人	
	大学院課程	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤 教員	備考
		研究指導 教員	うち教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち教授数	研究指導 補助教員 基準数	基準数計				
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	計												
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員							助手	非常勤 教員	備考
専任教員		うち 教授数	うち実務家 専任教員 数	うちみなし 専任教員 数	基準数	うち 教授数	うち実務家 教員数	うちみなし 教員数					
人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
計													
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考				
		校舎敷地面積	-		m ²	18,076m ²		m ²	18,076m ²	校地等及び校舎は短期 大学部と共有			
		運動場用地	-			10,469m ²			10,469m ²				
		校地面積計		m ²		28,545m ²			28,545m ²				
	その他	-			52,499m ²			52,499m ²					
	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計						
	校舎面積計		m ²	494m ²	6,039m ²		366m ²	6,899m ²					
	校舎等	学部・研究科等の名称		室数									
		生産環境経営学部 生産環境経営学科		24室									
		区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
教室等施設		16室	-	7室	1室								
サテライトキャンパス等													
図書館・ 図書施設等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数									
	図書館		710.77m ²	104席									
	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕								
	図書館		16,867〔 422 〕冊	129〔 22 〕種	22〔 22 〕種								
			〔 〕	〔 〕	〔 〕								
	計		〔 〕	〔 〕	〔 〕								
体育館	面積		904m ²										

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和5年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	入学定員に対する平均比率	備考	
生産環境経営学部	生産環境経営学科	志願者数	67	72	58	101		1.15		
		合格者数	30	30	27	30				
		入学者数	27	28	26	30				
		入学定員	24	24	24	24				
		入学定員充足率	1.12	1.16	1.08	1.25				
		在籍学生数	27	54	78	107				
		収容定員	24	48	72	96				
	収容定員充足率	1.12	1.12	1.08	1.11					
			志願者数							
			合格者数							
			入学者数							
			入学定員							
			入学定員充足率							
			在籍学生数							
収容定員										
学部合計		志願者数	67	72	58	101	0	1.15		
		合格者数	30	30	27	30	0			
		入学者数	27	28	26	30	0			
		入学定員	24	24	24	24	0			
		入学定員充足率	1.12	1.16	1.08	1.25				
		在籍学生数	27	54	78	107	0			
		収容定員	24	48	72	96	0			
収容定員充足率	1.12	1.12	1.08	1.11						

<編入学>

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考
生産環境経営学部	経営生産環境科	入学者数(2年次)	—	0	0	0		
		入学定員(2年次)	—	0	0	0		
		入学者数(3年次)	—	—	0	0		
		入学定員(3年次)	—	—	0	0		
		入学者数(4年次)	—	—	—	0		
		入学定員(4年次)	—	—	—	0		
学部合計		入学者数(2年次)	—	0	0	0		
		入学定員(2年次)	—	0	0	0		
		入学者数(3年次)	—	—	0	0		
		入学定員(3年次)	—	—	0	0		
		入学者数(4年次)	—	—	—	0		
		入学定員(4年次)	—	—	—	0		